

広島県告示第六百六十二号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十二年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された診療所

名 称	所 在 地
山田脳神経外科	三原市宮浦六丁目二番一号

二 救急病院として認定された病院

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
山田記念病院	三原市宮浦六丁目二番一号	平成二五年七月二日	